

自治会等一斉清掃における揚土および草排出時の注意事項

- 1 清掃活動に必要な土のう袋・草回収用ポリ袋は、事前に清掃センターにてお渡しします。
実施前の平日（9:00～17:15）に、清掃センターまでお越しください。
※土のう袋は必ず当年度のものを使用してください。
- 2 **休日搬入される場合、必ず事前に申請いただきますようお願いします。**
休日搬入される団体については、本状とあわせて「**搬入番号票**」を搬入台数分お送りしています。搬入時に車両に掲出し、（「**搬入番号票**」のない車両は受入できませんのでご注意ください。）
休日搬入の場合、受入日の8:30～11:00に清掃センターへ搬入してください。
土・草とともに清掃センターへ搬入願います。（小八木中継基地では受入できません。）
- 3 雨天等による中止の場合は、**翌営業日の午前中**までに清掃センターへ連絡願います。
 - ・ 平日（9:00～）・・・清掃センター事務所 22-2734
- 4 出されるものによって、処分先と処分方法が異なります。排出方法にご注意ください。

	排出方法	処分方法
揚土	土のう袋に入れる	民間施設で埋立処分
草・剪定枝 (水草を含む)	指定の草回収袋もしくは透明・半透明の袋に入れる (太さ5cm、長さ60cmを超える樹木は不可)	焼却処分

※ **土と草を同じ袋に入れないでください。特に土のう袋には土砂以外は入れないでください。**

※ 袋の口は必ず結んでください。こぼれた土は回収できません。

古い土のう袋を使用され、持ち上げた拍子に破れた場合も同様です。
- 5 事前に申請いただいた場所に土および草を飛散しないように集積してください。**申請箇所以外の回収はできません**のでご注意願います。また、**申請漏れ等での再回収は受付できません**。
 - ※ 申請いただいた集積場所がごみ集積所付近である場合、通常のごみ収集の妨げにならないよう、**ごみ集積箱からは離して**集積していただくようお願いします。
 - ※ 集積場所を変更する場合は清掃日の**翌営業日の午前中**（月曜祝日の場合は火曜）までにご連絡ください。
 - ※ **トラックがすぐ近くまで寄せられる場所に集積してください。**公園の中など、トラックが入れない場所は回収いたしません。
- 6 **分別、排出等のルールが守られない場合、処分ができないなど他の自治会等の方の迷惑となることから、回収をお断りする場合がありますので、ご参加の方々に周知徹底をお願いします。**

皆様のご協力をお願いします。

彦根市清掃センター 〒522-0055 彦根市野瀬町 279-1 TEL22-2734 FAX 24-7787